

平成30年度まちづくり交付金事業紹介

「柿渋を使った地域づくり」 小原地区活性化推進協議会

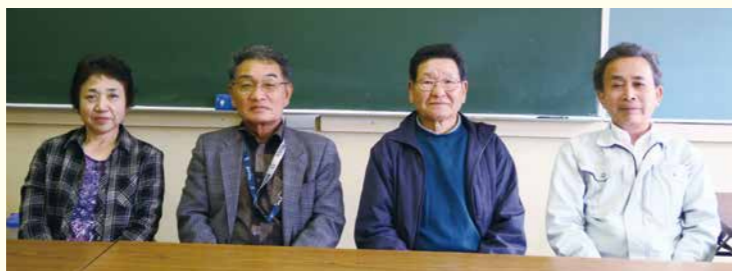


1_丸森町で柿渋づくりに取り組んでいる方を講師に招いた研修会 2_柿渋仕込みの様子。持ち寄った柿62.8kgで、42Lの柿渋液になり発酵中です 3_手づくりの米袋バッグに柿渋を塗っている様子。何度も重ね塗りをして仕上げていきます

運営メンバーにInterview

Q1 柿渋づくりを始めたきっかけと、交付金の活用のきっかけを教えてください。

A1 小原公民館で開催した面白石の会で出たアイデアの一つが「柿渋づくり」です。高齢化の影響もあり、収穫できない柿も多くあります。それが猿などのエサになり、田畑への被害が拡大するのを食い止めたいと思いました。また、この取り組みを小原地区全体の活力向上に繋げていきたいと思い、そのためには、まちづくり宣言の達成を目指した活動にしていきたいと考え、活用することにしました。



▲(左から) 柿渋づくりを楽しむ会会長 高橋としみさん、小原地区活性化推進協議会会長 岩松義則さん、柿渋づくりを楽しむ会副会長 高橋信さん、小原地区活性化推進協議会事務局 半沢弘道さん

Q3 この柿渋を今後どのように活用していきたいですか？

A3 今年はその点を重視して活動してきました。今回は米袋を活用したバッグ作りでしたが、今後さまざま試作予定です。柿渋には、防虫・防腐・防水などの効果があるといわれていますので、よい柿渋を作り、将来的には小原の新たな特産品にしていくことが夢です。

Q2 どのようにして柿渋を作っていますか？

A2 柿渋づくりの経験者がおらず、作り方を学びながら、昨年9月に初挑戦しました。柿は各自持ち寄り、小さく切った柿をさらにミキサーで細かくし、布巾で絞り、その液体を容器に入れてかき混ぜ発酵させます。季節ごとにかき混ぜる頻度を変え、また、観察ノートに毎回の状態を記録しています。残念ながら、昨年のは失敗でした。今年はその経験を生かして、水の量やかき混ぜの頻度などを調整して再挑戦しています。今回はよい柿渋ができあがることを期待しています。

Q4 この活動を今後どのように発展させ、小原地区をどのようなまちにしていきたいですか？

A4 若い層や子どもたちにも参加してもらい、皆で楽しみながら世代間の関係を深める活動にしていきたいです。また、小原は他に比べて人口の少ない地域ですが、それを強みにして、この様な事業からさらに顔見知りになる機会をたくさん作り、お互いに助け合えるような関係性を築いていくことで、安心安全で暮らしやすい地域づくりに繋がっていきたくて考えています。

「市民が主役のまちづくり」を支援します

平成31年度まちづくり交付金

生涯学習課（中央公民館内） ☎22-1343・26-2453
con-edu@city.shiroishi.miyagi.jp

市では、第五次白石市総合計画地域計画で策定した各地区の「まちづくり宣言」を具体化するための資金的支援制度として「白石市まちづくり交付金」事業を行っています。平成30年度は、18の事業が採択され、各地区でさまざまな事業が展開されました。

交付金の対象は、市以外の団体などから補助金などを受けない、各地区のまちづくり宣言の推進が図られる事業で、地域の伝統文化や資源を活かした地域活性化のための事業、地域コミュニティの活性化が図られる事業などです。地域の特性を活かした「市民が主役のまち」を実現するためにご活用ください。

地域の伝統文化や地域資源を活かした地域活性化 地域コミュニティの活性化のためにご活用ください！

●対象団体

まちづくり協議会などのほか、市内に活動拠点があり、5人以上で組織するコミュニティ活動に貢献が期待できる団体で、代表者を定め、運営や組織に関する規約または会則を定めている団体。
※政治・宗教活動または営利を目的としないこと。

●交付対象経費

講師への謝金・旅費、会場設営費、広告宣伝費、消耗品費、通信運搬費、会議費（食料費を除く）、旅費など
※団体運営にかかわる経費(人件費を含む)、食料費、汎用性のある事務用品やキャビネットなどの備品関係費（パソコン、コピー機、机、イスなど）は対象外です。

●申請は地区ごとに各公民館へ

交付を希望する団体は、申請書や事業計画書、収支予算書などの書類一式（表1）を各提出先（表2）に2月1日（金）まで提出してください。各まちづくり協議会などは、申請のあった事業が各地区の「まちづくり宣言」の推進が図られ、住民参加による地域づくり事業であるかを確認した上で、生涯学習課まで申請書などを提出してください。

※提出書類の1～3は指定の様式。交付申請を希望する団体は、電話連絡後、各公民館でお受け取りください。
※9は新規申請団体または会則などが変更になった団体のみ提出してください。

【表1】申請に必要な提出書類一覧

	書類内容
1	申請書（様式第1号）
2	申請する事業の事業計画書（別紙1）
3	申請する事業の収支予算書（別紙2）
4	事業内容・購入物などの説明書類（パンフレットなど、コピー可）
5	事業の見積書（コピー可）
6	写真（4に関連する現地・現状などの写真）
7	周辺住宅地図（事業実施予定場所または備品管理予定場所を明示したもの）
8	物品管理運営規程（備品購入の場合）
9	団体会則・規約など（会員名簿も添付）
10	団体の活動状況説明書（総会資料など）
11	団体全体の最新の収支予算書と決算書
12	その他事業内容の説明補足資料

【表2】提出先

地区	申請場所	電話番号
白石	生涯学習課（中央公民館内） 自治会連合会白石支部事務局代行	22-1343
越河	越河地域振興会（越河公民館内）	28-2101
斎川	斎川まちづくり協議会（斎川公民館内）	25-2701
大平	大平公民館運営会議（大平公民館内）	25-2338
大鷹沢	大鷹沢まちづくり振興協議会 （大鷹沢公民館内）	25-2711
白川	白川振興会議（白川公民館内）	27-2101
福岡	福岡地区民の会（福岡公民館内）	25-2249
深谷	白石市深谷公民館運営委員会 （深谷公民館内）	24-4540
小原	小原地区振興会（小原公民館内）	29-2031